

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年12月28日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1709号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（規則第6-48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には当該移動別表細目を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。）に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
<b>別表第1 適用区分表（第2条関係）</b>			<b>別表第1 適用区分表（第2条関係）</b>		
勤務箇所	職員	調整数	勤務箇所	職員	調整数
			県立看護大学	大学院研究科の授業を担当する教授、准教授及び講師（人事委員会の定める者に限る。）	1
医務薬事課	麻薬取締員	3	医務薬事課	麻薬取締員	3
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		
<b>別表第2 調整基本額表（第2条関係）</b>			<b>別表第2 調整基本額表（第2条関係）</b>		
ア 行政職給料表 (略)			ア 行政職給料表 (略)		
備考 (1) (略)			備考 (1) (略)		
(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に <u>100分の98.91</u> を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を調整基本額とする。			(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に <u>100分の98.82</u> を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を調整基本額とする。		
イ 公安職給料表 (略)			イ 公安職給料表 (略)		
備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に <u>100分の98.91</u> を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を調整基本額とする。			備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に <u>100分の98.82</u> を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を調整基本額とする。		
ウ 教育職給料表(一) (略)			ウ 教育職給料表(一) (略)		
エ 教育職給料表(二) (略)			エ 教育職給料表(二) (略)		
備考 この表の適用を受ける職員については、同表に定める調整基本額に <u>100分の98.91</u> を乗じ			備考 この表の適用を受ける職員については、同表に定める調整基本額に <u>100分の98.82</u> を乗じ		

て得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。

エ 教育職給料表(三)

(略)

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が2級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に100分の98.91を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。

オ (略)

カ 医療職給料表(二)

(略)

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に100分の98.91を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。

キ 医療職給料表(三)

(略)

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に100分の98.91を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。

ク 研究職給料表

(略)

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が2級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に100分の98.91を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。

ケ 福祉職給料表

(略)

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が2級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に100分の98.91を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。

て得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。

オ 教育職給料表(三)

(略)

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が2級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に100分の98.82を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。

カ (略)

キ 医療職給料表(二)

(略)

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に100分の98.82を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。

ク 医療職給料表(三)

(略)

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に100分の98.82を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。

ケ 研究職給料表

(略)

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が2級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に100分の98.82を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。

コ 福祉職給料表

(略)

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が2級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に100分の98.82を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。